

しんじゅくコール
土・日曜日、夜間もご案内
受付時間:午前8時~午後10時

☎ 3209-9999

FAX 3209-9900

※本紙に記載の電話番号は市外局番(03)を一部省略しています。

聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」
へのお問い合わせは、しんじゅくコールのファックス
をご利用ください。

コールセンター ☎0120(008)115

開設期間 令和5年1月31日(火)まで
(土・日曜日、祝日等を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

受給するには確認書等の返送が必要です

今号では、物価高騰支援策として実施する区独自の給付金である「新宿区生活支援臨時給付金」と、国の給付金である「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の2つの給付金についてご案内します。以下の支給対象に該当する世帯(裏面に記載の家計急変世帯を除く)には、給付金のご案内等をお送りしますので、期限までにお手続きください。

【新宿区】生活支援臨時給付金

支給対象

世帯全員が令和4年度の住民税所得割を課税されていない世帯の世帯員

支給額

世帯員1人あたり2万円

ご案内の送付

令和4年10月21日(金)から順次

【国】

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 (非課税世帯分)

支給対象

世帯全員が令和4年度の住民税均等割を課税されていない世帯(非課税世帯)

支給額

1世帯あたり5万円

ご案内の送付

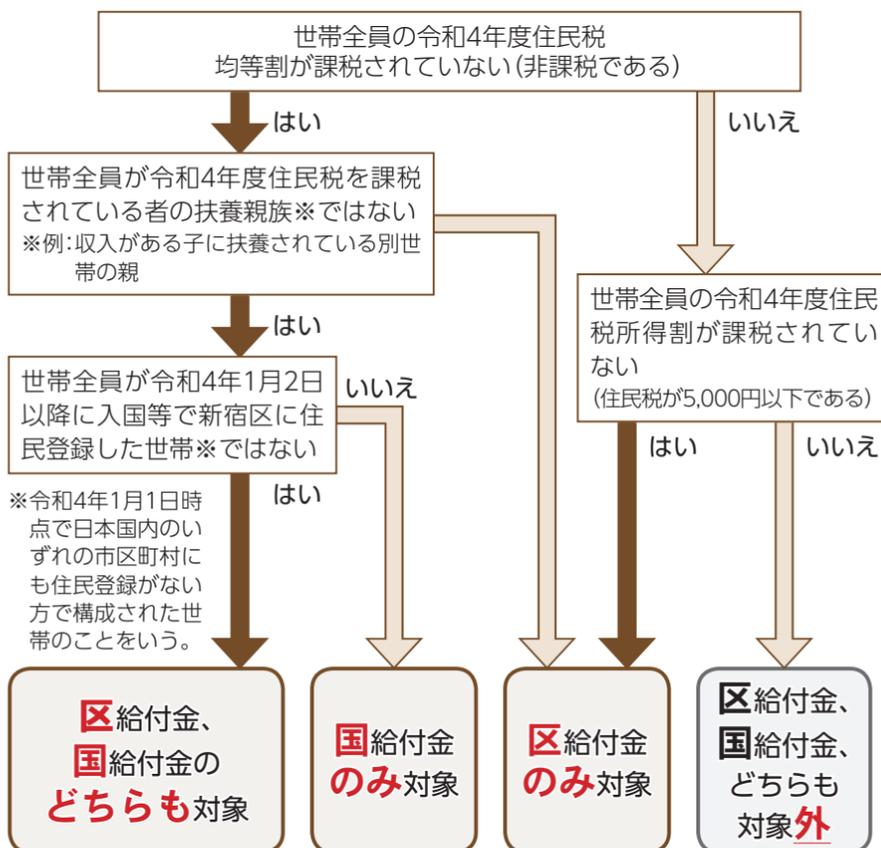
令和4年11月11日(金)から順次

※令和4年1月~12月の収入が減少し、「住民税非課税世帯相当」の収入となった世帯(家計急変世帯)に該当する場合も対象となります。給付を受けるには申請が必要になりますので、裏面の詳細をご参照ください。

返送・申請期限：令和5年1月31日(火)

対象者判定フローチャート

ご自身が給付金の対象となるかどうか、以下の図をご覧ください。



コールセンター

両給付金の手続き方法や確認書の再発行などについては、以下まで電話でお問い合わせください。

☎0120(008)115

開設期間 令和5年1月31日(火)まで
(土・日曜日、祝日等を除く午前8時30分~午後5時15分)

相談窓口

代筆・代読が必要な方や電話でのお問い合わせが困難な方はご利用ください。

開設場所 本庁舎地下1階
開設期間 令和5年1月31日(火)まで
(土・日曜日、祝日等を除く午前8時30分~午後5時)

◆給付を装った「振り込め詐欺」「個人情報の詐取」には十分にお気をつけください。

区の職員がATM(銀行・コンビニなどの現金自動預け払い機)の操作や振り込みをお願いすることはありません。

◆本件の詳細は新宿区公式ホームページでもご覧いただけます。

<https://www.city.shinjuku.lg.jp/fukushi/index66.html>



電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

家計急変世帯分のご案内

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(非課税世帯分)に該当しない場合でも、次の支給対象に該当する世帯は国の給付金の対象となります。

受給には申請が必要です

1 支給対象

令和4年1月～12月の間に「予期せず収入が減少」し、年間収入(所得)見込額が令和4年度住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)

- ※年間収入見込額は、任意の1か月の収入を12倍して算出します。年間所得見込額は、年間収入見込額から控除や経費を差し引いて算出します。
- ※電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(非課税世帯分)に該当している世帯は対象となりません。
- ※令和4年度の住民税(均等割)が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は対象になりません。
- ※令和4年10月1日以降に入国した方が世帯主の世帯は対象になりません。

〈支給対象となる例〉配偶者と子ども1人を扶養している方の場合

①令和4年1月～12月の任意の1か月の収入を12倍し、年収を推定します。

令和4年10月から予期せず給与収入が減少、10月の収入で申請

令和4年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
収入(万円)	20	20	20	20	20	20	20	20	20	10	未定	未定

会社の経営悪化等で給与が減少

この場合の年収推計 10万円×12=120万円(年間収入見込額) ---

②扶養等の状況から、自身の非課税水準相当額を確認します。

〈非課税水準相当額一覧表(収入)〉

扶養する者の数	非課税水準相当額(収入)
扶養する者の数が0人の場合	100万円(1,000,000円)
扶養する者の数が1人の場合	156万円(1,560,000円)
扶養する者の数が2人の場合	205.7万円(2,057,000円)
扶養する者の数が3人の場合	255.7万円(2,557,000円)
扶養する者の数が4人の場合	305.7万円(3,057,000円)
控除の適用	
障害者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円(2,043,000円)

この場合の非課税水準相当額 205万7千円

年間の収入見込額が、非課税となる水準を下回っているため、令和4年度住民税が課税されていない世帯と同様の事情にあると認められます。

※同一世帯に令和4年度住民税(均等割)が課税の方が複数いる場合は、課税されている方全員のそれぞれの収入について、上記の判定を行います(世帯状況は、申請日時点の世帯構成員で考えます)。

2 支給額 1世帯あたり5万円

3 申請方法

以下の必要書類をご用意いただき、原則郵送で申請してください。(申請書に送付用封筒(切手不要)がついています。)

○必要書類

- ・申請書(請求書)
- ・振込先口座の確認書類の写し
- ・収入(所得)の証明書類
- ・申請者の本人確認書類の写し

※右記4の施設で配布しているご案内や区のホームページの記載例等を参考に必要書類を作成・準備してください。

4 ご案内・申請書の配布場所

- ・区役所本庁舎
- ・各特別出張所
- ・生活福祉課(第2分庁舎1階)
- ・消費生活就労支援課(第2分庁舎3階)
- ・区立産業会館(西新宿6-8-2、BIZ新宿4階)
- ・各高齢者総合相談センター
- ・区社会福祉協議会(高田馬場1-17-20)

※申請書は、新宿区ホームページからもダウンロードできます。

https://www.city.shinjuku.lg.jp/fukushi/soumu01_000001_00021.html



よくあるご質問

Q 令和4年中に会社を定年退職しました。現在は収入がありませんが、対象になりますか？

A 定年退職による減収は「予期せず収入が減少」に該当しないため、対象になりません。

Q アルバイトで生計を立てています。最近シフトが減らされてしまい、収入が減少しました。申請できますか？

A シフト減少がご自身の意思によるものでない場合で、年間収入(所得)見込額が非課税相当水準であれば申請できます。

申請期限：令和5年1月31日(火)